

第18回 建築行政共用データベースシステム理事会 議事録(案)

日時 平成30年7月20日(金) 14:00~15:00

場所 フクラシア東京ステーション 6階会議室B

資料

【資料1-1】連絡協議会役員一覧

【資料1-2】前回連絡協議会理事会 議事録(案)

【資料2】建築行政共用データベースシステム 利用状況・登録状況

【資料3】サブシステムの改修状況

【資料4】利用方法・利用料について

【資料5-1】既存建築確認台帳の電子データ化について

【資料5-2】建築行政・技術情報提供事業

【資料5-3】日本建築行政会議 ICT活用部会における検討状況について

【資料5-4】建築確認に関する国のICT政策の動向

【参考】連絡協議会 入会状況

出席者(敬称略、カッコ内は代理出席者)

会長 東京都 : 青柳 一彦

副会長 大阪府 : 前田 栄治

理事 北海道 : 西澤 拓哉(今野)

宮城県 : 奥山 隆明(高橋)

神奈川県 : 三沢 高行

三重県 : 岡村 佳則(近藤)

島根県 : 大國 博史(古山)

福岡県 : 大藪 和博(松藤)

大阪市 : 森 英彦(八木)

福岡市 : 西村 誠二

(株)日本ERI : 増田 健

ビューローベリタスジャパン(株) : 川越 茂幸

(株)確認サービス : 中川 鋭彦

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター : 武縄 真次

(公社)日本建築士会連合会 : 成藤 宣昌(木村)

(一社)日本建築士事務所協会連合会 : 居谷 献弥

随行者 東京都 : 杉浦 龍男

オブザーバー 国土交通省関東地方整備局 : 中島 良幸

事務局 笹井 俊克、坂田 英督、鳥居 寿美男、丹治 徹

左海 冬彦、久保 博史、小池 政司、栗原 吉史、目黒 宏幸

1. 役員紹介（事務局）

事務局より役員が紹介された。

2. 会長挨拶（東京都 青柳会長）

昨年の総会で会則を改正し総会は隔年で開催することになったため、今年は理事会のみの開催となる。

後程、事務局より建築行政共用データベースシステムの利用状況、改修状況、効果的な利用方法について報告していただくことになっている。限られた時間ではあるが、各理事におかれてはそれぞれの立場から積極的に意見を出していただくことにより、少しでも意義のある会としたいのでご協力をお願いしたい。

3. 理事長挨拶（ICBA 笹井理事長）

国交省建築指導課専門官がご挨拶される予定であったが、豪雨対策等の公務で出席できなくなった。

事務局からの説明の前に、ポイントを説明する。

共用データベースは本稼働から9年目になった。この間、機能改善などの改修を鋭意実施するとともに、28年1月にデータセンターの更新を行い、システムの性能は稼働開始直後から格段に向上している。今後も一層の安全・性能向上を図るため、システムの改良を継続的に進めていく。

共用データベースの特長のひとつとして通知・報告配信システムがあり、その活用方策について、本協議会の企画改善部会で検討いただいていた。昨年度からはJ C B AのICT活用部会で引き続き検討いただいている。その成果を活かして、確認検査報告などを電子報告される指定確認検査機関が34機関に増え、受信される特定行政庁も26府県の地域にまたがっている。

また、台帳登録閲覧システムについても、この電子報告機能を活用したり、過去の台帳をデータ化して迅速に検索したりするため、独自システムから台帳登録閲覧システムに切り替える特定行政庁が続いている。今年度は熊本県や前橋市、来年度以降も数団体検討中である。共用データベースを通じて建築行政の効率化に一層寄与していきたいと考えている。

国においては、生産性の向上を図るためICTの活用を強力に推進している。6月に閣議決定された未来投資戦略2018等の計画において、デジタル・ガバメントの実現を打ち出し、秋の臨時国会に「デジタル・ファースト法案」を提出することになっている。

また、「建築関係手続のオンラインによる簡素化」が重点のひとつとして掲げられており、ICBAとしては、国の施策への協力と審査機関に対する支援に努めてまいりたいと考えている。

昨年の総会で会則を改正し総会は隔年で開催することになったため、今年は理事会のみの開催となる。会員の皆様には本日の資料を配布して周知を図ることとする。

今後とも共用データベースが円滑な建築行政の推進に貢献できるよう努めて参るので、引続きのご指導・ご支援をお願いします。

4. 議 事

(1) 前回議事録の確認

事務局より、配布資料を基に前回議事録について説明された。

(2) 利用状況等

事務局より、配布資料を基に利用状況等について説明された。

(3) 改修状況

事務局より、配布資料を基に改修状況について説明された。

(4) 利用方法

事務局より、配布資料を基に利用方法について説明された。

【質疑・要望①】

資料 p20 台帳システムの改修により行政庁による独自様式の台帳記載証明書発行が可能になったとのことだが、本機能を活用している実例はあるか。(大阪市)

【回答①】

操作方法についての間合せは受けているが、具体的に活用している行政庁名については把握していない。(事務局)

【質疑・要望②】

p30にある今回の利用料見直しにあたり、第1次見直し時と第2次見直し時において、どの程度利用料が上昇したかを伺いたい。(大阪市)

【回答②】

ここでいう見直しとは単価の変更ではない。利用料は各行政庁及び指定確認検査機関の確認件数の実績に応じた負担となっており、3年に1度確認件数の実績の見直しを行うこととしている。実態から言うと昨今は全体的に確認件数が減少傾向にあり、特に行政庁が行った確認件数は減少している。従って見直しによりICBAとしての利用料収入は減少すると考えられるが、新規に利用を開始する行政庁等もあるため、全体として釣り合いが取れるものと考えている。(事務局)

5. その他

次回理事会は、総会と共に来年夏頃を予定。

以上